

産業観光デジタルスタンプラリー運営業務委託

募集要項

1 業務目的

愛知県・岐阜県の産業観光施設の認知度向上及び来館者増加を図るために、両県の観光施設を掲載したWEBサイトの作成及びそれを活用したスタンプラリーを実施する。

また、スタンプラリー期間外においても両県の産業観光施設への誘客・周遊を促進するため、WEBサイトを基にしたパンフレットを作成する。

○留意事項

令和7年度第1回総会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、協議会においては、その損害について一切負担しません。

2 委託内容

- (1) WEBサイト「見にトリップ」の作成
- (2) パンフレット「見にトリップ」の作成
- (3) スタンプラリー「見にトリップ」の実施
- (4) 広報物の作成
- (5) デジタル広告配信
- (6) 周遊提案
- (7) スタンプラリー参加者増加及び周遊度向上に向けた提案

3 委託業務の明細

別添「産業観光デジタルスタンプラリー運営業務委託仕様書」のとおり。

4 募集期間

令和7年4月11日(金)から4月25日(金)まで

5 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去5年間に於いて、委託内容に類する業務を実施、もしくは受託した実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分有していること。
- (2) 愛知県会計局作成の「令和6・7年度入札参加資格者名簿」のうち、「業務(大分類)3 役務の提供」の「営業項目(中分類)03 映画等製作・広告・催事」に登録、かつ、岐阜県出納事務局作成の「令和5～7年度入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に登録されている者であること。
- (3) 地方自治体施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (4) 愛知県からの指名停止の措置を受けていないこと、かつ、岐阜県から、「岐阜県製造

- の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を、企画提案書提出期限日から審査委員会の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる法人ではないこと、かつ、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、企画提案書提出期限日から審査委員会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託料限度額
6,000,000円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (4) 委託料の支払条件
精算払いとする。
- (5) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 応募方法等

- (1) 企画提案書の提出
- ア 提出書類
 - ① 企画提案書（様式1）
 - ② 見積書（様式2）
 - ※「愛知・岐阜広域観光推進協議会会長」あてとしたもの
 - ※単価の積み上げにより積算を行うこと
 - ③ 会社の概要がわかる料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
 - ④ 定款又は寄付行為
 - ⑤ 決算報告書（直近3か年）及び滞納がないことの証明書（国税、地方税）
 - ⑥ 過去に実施した類似業務の成果書
 - イ 提出部数
 - ①-②6部（正本1部、副本5部）

③-⑥ 2部 (正本1部、副本1部)

ウ 提出期限

令和7年4月25日(金)午後3時(必着)

エ 提出方法

郵送(「配達証明」に限る。)もしくは持参

オ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎1階

愛知・岐阜広域観光推進協議会事務局

(愛知県観光コンベンション局観光振興課観光振興グループ内)

(2) 応募に関する問合せ

- ・ 本業務に関する問合せについては、令和7年4月11日(金)から4月21日(月)午後5時までの間受け付ける。
- ・ 様式3に質問を記入し、<kanko@pref.aichi.lg.jp>宛てに電子メールに添付して提出すること(メールの件名は「産業観光デジタルスタンプラリー運営業務委託募集に関する質問」とすること)。

(3) 留意事項

- ・ 企画提案書の提出は、1者1通のみとする。
- ・ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- ・ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な仕様内容は愛知・岐阜広域観光推進協議会と協議の上、決定する。

8 選定者数

1者

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、協議会が設置する審査委員会において書面審査を行う。

(2) 審査基準

審査委員会においては、別添の審査基準に基づいて総合的な審査を行う。

(3) 選定・通知

審査委員会の審査結果を踏まえ最優秀提案者を選定する。選定結果については、全ての応募者に対して郵送で通知する。

(4) 契約

選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定した上で、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール(予定)

令和7年	4月11日(金)	質問・企画提案書受付開始
	4月21日(月)	質問受付締切(午後5時)
	4月23日(水)	質問回答の公開
	4月25日(金)	企画提案書の提出期限(午後3時必着)
	5月7日(水)	審査委員会による審査、委託先の決定

		契約締結
	上記の日以降	WEBサイト作成・公開 パンフレットの作成 QRコードの制作・施設に設置
	7月18日(金)	スタンプラリー開始
令和8年	3月19日(木)	実績報告書の提出 契約期間満了
	3月下旬	完了検査、請求書の提出
	4月上旬	委託料の支払い